

住民訴訟事件の判決について

1 訴状の送達日

令和 8 年 1 月 3 0 日（金）

2 訴状の概要

○原告 住民監査請求の請求人

○被告 青森市長 西 秀記

青森市 代表者 青森市長 西 秀記

○請求の趣旨

主位的請求	・被告は、青森市長西秀記に対し、金 1 円及びこれに対する本訴状送達の翌日から支払済みまで年 3 パーセントの割合による金員を青森市に支払うよう請求せよ。 ・訴訟費用は被告の負担とする。
予備的請求※	・令和 6 年度におけるワクチン生産体制等緊急整備基金 409, 779 千円の新型コロナワクチン接種事業への流用は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 5 条に違反し違法であることを確認する。 ・令和 6 年度決算における上記国庫補助金の「諸収入・雑入」としての計上は、地方自治法第 216 条に違反し違法であることを確認する。 ・訴訟費用は被告の負担とする。

※主位的請求が認められなかった時のため、予備的に行う請求

3 第一審青森地方裁判所判決の結果

○判決日 令和 8 年 8 月 4 日（火）午後 1 時 1 5 分

○場 所 青森地方裁判所

○判決の内容

- 1 本件訴えのうち、令和 6 年度における新型コロナワクチン接種事業に関する公金の支出を違法な財務会計上の行為として西秀記に対して損害賠償請求をすることを被告市長に求める部分を除く部分をいずれも却下する。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、原告の負担とする。

4 今後について

○控訴の期間は、第一審判決正本が送達された日の翌日（8 月 5 日）から起算して
2 週間（8 月 1 8 日）